

量の推計

### 人口民族部研究報告會

○農村人口移動調査について——埼玉縣兒玉郡藤田村人口移動調査結果(昭和十八年八月五日)

内藤研究官補

○南洋群島人と歐羅巴人との混血家系調査研究(昭和十八年八月十八日)

篠崎 囑託

○南亮三郎著「人口原理の研究」(昭和十八年八月二十五日、九月三日)

島村研究官

○古代日本民族の北進政策について(昭和十八年九月十五日)

甲野 囑託

○民族と社會(昭和十八年九月二十二日)

甲田研究官補

### 人口民族部特別懇談會

人口民族部に於いては昭和十八年九月八日企畫院調査官美濃口時次郎氏を招き「マルサスの人口原理について」なる題下に同氏の研究報告をきき種々懇談した。

### 第二次食糧増産對策要綱の閣議決定

昭和十八年六月四日食糧増産應急對策を決定、同月十五日召集の第八十二帝國議會に於いては之に必要な法律並に豫算の協贊を得てその實施を見るに到つたが、戦局の進展に伴ふ食糧自給體制の一段の強化を目的とする第二次食糧増産對策は昭和十八年八月十七日の閣議に於いてその要綱の決定をみ、同日情報局より左の如く發表せられた。既定諸方策の強化に加へ土地

改良事業の急速擴充を中心としてゐる點が注目せられる。國庫支出は三億乃至五億圓と見積られ、實施は本昭和十八年稻刈入れ直後より今冬にかけて行はれ、長期のものは二乃至三ヶ年の繼續事業となる筈である。

### 第二次食糧増産對策要綱

國民食糧確保の絶對的要請に應じ食糧自給力の飛躍的増強を期するため國民全般の意、昂揚せる増産熱意の下に既定諸方策の外更に左に依り増産對策を實施せんとす。

#### 一、土地改良事業の急速擴充

農地の改良事業は食糧増産の確實なる基礎を造成するものにして水稻の増收は勿論農作の擴張改良またこれに依りて實現せられ國內食糧生産力増強の根幹として最も緊要適切な施設なるを以てこの際暗渠排水客土小川排水等の改良事業を廣範圍に互り急速に擴充實施せんとす、なほ急速完成し得る水田の造成にも努むるものとす。

(一) 暗渠排水客土事業約四十萬町、小川排水事業受益面積約六十萬町(約三分の一は暗渠排水事業に伴ふ)を目的として本年度内急速に擴充實施すること

(二) 本事業の實施には努めて地元農業團體の活動を促進し諸般の手續を簡易ならしめ迅速に事業の進捗を期し得る如く措置することとし、なほ實狀に應じ農道の整備をも實施すること

(三) 本事業は國家的要請に應じ大規模且急速にこれを完成すべきものなるを以て的確敏速に事業の遂行を期し得る如く特別なる助成措置をなす等萬

### 人口民族部に於いて製作せる資料目録

厚生省研究所人口民族部に於いて製作せるその後の參考資料の目録を掲ぐれば左の如くである。

#### 人口問題研究資料

- 17 昭和十七年及同十八年在朝鮮朝鮮人並在臺灣本島人年齡別推計人口
  - 18 人口基本調査結果表(昭和十七年二月二十日現在) 千葉縣安房郡稻都村
  - 19 同 千葉縣安房郡西條村
  - 20 同 千葉縣安房郡佐久間村
  - 21 同 千葉縣安房郡豊房村
  - 22 同 千葉縣香取郡山倉村
  - 23 同 千葉縣東葛飾郡梅郷村
  - 24 同 埼玉縣入間郡東吾野村
  - 25 同 島根縣隱岐島知夫村
  - 26 同 島根縣隱岐島中條村
  - 27 同 島根縣隱岐島浦郷村
  - 28 モンペルト著「統後の人口政策」に就て
- 國土計畫資料
- 昭和十八年以降五箇年道府縣別生産年齢人口補給

全の方途を講ずること、なほ事業の迅速なる進捗を圖るために應じ法制的措置を講ずること

(四) 農地開發事業の實施に付ては既定計畫に檢討を加へ急速に効果を期し得るものの外は一時これを中止するを原則とし農地開發營團の事業にも適當なる調整を加へ、その餘力を土地改良等に活用すること

(五) 本事業の實施に必要な土管その他資材の確保に付ては特に遺漏なき措置を講ずること

### 二、裏作の擴張改良

土地改良に依り裏作可能面積を擴張してこれに作付をなすは勿論苟も裏作可能の耕地に付ては地方の實情に即し麥、春馬鈴薯等食糧作物作付の徹底的勵行を圖るものとし濕田利用に付ても格段の措置を講ぜんとす

### 三、土地利用の強化

食糧農産物の増産を目的として有ゆる土地に付その利用を強化するため實情に應じ適宜の措置を講ぜんとす

(一) 農耕地の他用途への轉換はこの際極力これを抑制し工場等の建設に付ては農耕地以外に立地せしむるを原則とし、空荒地その他農作に利用し得る有ゆる土地を動員して雜穀、蓄類等の生産に活用するの外立地條件に應じ飼料作物の栽培に努むること

(二) 花卉等不急作物の作付を抑制するとともに農業上の立地條件その他を勘案し陸稻の甘藷への轉換、桑園(改植の施設を伴ふ)果樹園等に付食糧生産への轉換活用を促進するものとし必要なる助成等の措置を講ずること

### 四、蓄類の調期的増産

蓄類増産に關する方策の強化擴充に格段の努力を拂ひ特に左の諸點に努むるものとす

(一) 甘藷優良苗の急速なる普及を自途とし特設育苗設置の繼續擴張等をなすこと

(二) 明年春馬鈴薯の増産にはこの際特に重點を置き濕田の利用及種薯節約方法の普及等必要なる措置を講ずること

(三) 北海道よりの種子用馬鈴薯輸送に付特別の措置を講ずるとともに各府縣高冷地における馬鈴薯採種保護地の急速なる擴張をなすこと

### 五、優良種苗の確保普及

優良種苗の育成普及に關する方策を強化するとともに種苗の確保に必要な措置を講じ種苗價格の適正を圖るものとす

### 六、農業勞務動員の強化

農業勞力の確保は増産達成上の絕對要件なるを以て農村勞力の他部門への轉移の抑制、學徒の農業勞務の動員強化等につき格段の方途を講ぜんとす

(一) 農業勞力の他部門轉移に付ては關係各廳緊密なる連絡をなし食糧増産に支障を與へざる様特に留意すること

(二) 農業勞務の調整移動を敏速適期に實施するたため關係行政事務の簡捷を期するとともに所要機構の整備充實を圖ること

### 七、農業技術指導態勢の刷新充實

技術改善を農家に滲透せしむる爲技術指導を戦力に推進し得る如く適切なる措置を講ぜんとす

(一) 農業團體特に市町村農業團體の事務簡捷能率

化を圖らしむると共にその技術指導力を強化するため必要なる措置を講ずること

(二) 各都道府縣の農事試驗場は實際の技術指導機關たる如く措置し篤農等を參與せしめ各地方の立地條件に即したる基礎的試驗研究調査に付ては中央農事試驗場の機構を擴充する等適當なる方途を講ずること

本要綱の實施に付必要なる豫算的措置を講ずるものとす

【備考】(一) 方策の確なる實行を期し中央地方の連絡を敏速緊密ならしむると共に隨時現地に於てその實施を査閱督勵するの措置を講ずること

(二) 肥料農機具等の供給確保に關しては別途適切な措置を講ずること

(三) 外地に於ても本對策に即應し別途食糧増産上適切なる方途を講ずること

(四) 滿洲國に於ける食糧増産に付ては内地人開拓用地に於ける報國農場設置の擴充等日滿兩國提携して適切なる方策の實施に努むること

尚、右要綱に基く土地改良事業費の單價並に國庫補助率については昭和十八年八月十八日農林省に於いて左の如く決定した。

即ち事業費の平均反當標準單價は暗渠排水、客土、小用排水については三割以上開田(地目變換による開田も含む)については五割方引上げ、補助率については暗渠排水、客土は二割五分、小用排水は二割五分乃至一割五分、開田は一割をそれら引上げると共に、新に農道を補助對象に加へ五割以上の助成をなし以て

事業の促進を圖ることになつた。

緊急食糧増産事業單價補助率新舊比較表

(平均標準單價)

事業名	單價		補助率	
	新	舊	新	舊
暗渠排水	四九・八〇	三八・〇〇	六五	四〇
客土	七七・〇〇	五三・二〇	六・五	四・〇
小用排水	三四・三〇	二六・四〇	六・五	四・〇
開田	四六・〇〇	三〇・〇〇	五・〇	四・〇
農道 (未定)	—	—	五・〇	—

【註】小用排水補助率五割は百町歩以上、四割は百町歩以下

應徴士服務紀律の公布

應徴士服務紀律は、昭和十八年八月十日付官報を以て左の如く公布せられた。

應徴士服務紀律

(昭和十八年八月十日 厚生省令第三十六號)

第一條 國民徵用令第十六條ノ五ノ規定ニ基ク應徴士ノ服務ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 應徴士ハ徵用ノ本義ニ則リ左ノ紀律ヲ遵守スベシ

- 一 應徴士ハ職紀ヲ尙ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト
- 二 應徴士ハ至誠上長ニ服従シ上下相信倚シ和衷協同互ニ敬愛スベキコト
- 三 應徴士ハ率先挺身部下ノ模範トナリ其ノ信望ヲ

一身ニ聚ムル如キ行動ヲ爲スベキコト

四 應徴士ハ智識技能ノ鍊磨ニ努ムベキコト

五 應徴士ハ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ苟モ應徴士タルノ名譽ヲ毀損スルガ如キ所爲アルベカラザルコト

六 應徴士ハ居常簡素ヲ旨トシ質實剛毅ノ氣風ヲ振起シ堅忍不拔ノ精神ヲ涵養スベキコト

七 應徴士ハ保健衛生ニ留意シ體力ノ鍊成ニ努ムベキコト

八 應徴士ハ職場保安ニ留意シ災害豫防其ノ他ノ措置ニ萬全ヲ期スベキコト

九 應徴士ハ機械、器具、材料、製品其ノ他ノ物資ヲ尊重シ苟モ粗略ノ取扱アルベカラザルコト

十 應徴士ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ知悉シタル機密ヲ保持シ防諜上遺憾ナキヲ期スベキコト

第三條 事業主タル應徴士ハ生産遂行ノ全責任ヲ負荷セラレタルモノナルノ自覺ニ徹シ

率先垂範前條ノ紀律ヲ遵守スルノ外常ニ士氣ノ鼓舞ニ努メ明確ナル企圖ノ下ニ適時適切ナル指揮ヲ爲スト共ニ工場事業場總員一家ノ肉親の團結ヲ圖リ以テ戦力増強ノ責ヲ果スベシ

第四條 應徴士前二條ノ紀律ニ違背シ其ノ他應徴士タルノ本分ニ悖ル所爲アリタルトキハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

第五條 懲戒ハ左ノ三種トス

一 訓告

二 譴責

三 罷免

訓告及譴責ハ文書ヲ以テ之ヲ行ヒ罷免ハ徵用解除ニ依リ之ヲ行フ

第六條 罷免事業主タル應徴士ノ懲戒ハ厚生大臣、其ノ他ノ懲戒ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フ

厚生大臣懲戒(訓告ヲ除ク)ヲ行ヒタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條 應徴士ハ別表制式ニ依ル徽章ヲ左肋ニ裝著ス

別表制式

